

事務所通信

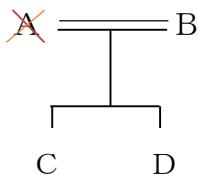
こんにちは。お盆休みも終わりましたがまだまだ暑い日が続きますね。テレビや新聞では、連日のように熱中症のニュースをやっており、事務所でもこの時期の測量は注意するようにしています。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、お盆はご先祖様が還って来る時と言われていますが、もう1つ、お盆は日頃なかなか会えない親族が集まる機会となり、そこで相続に関する話し合いをしやすいため、毎年相続に関する相談が多い時期と言われています。ご存じの方もいらっしゃるかも知れませんが、今年の1月より、4段階に分けて民法の相続に関する法律が大幅に変わっています。そこで前回に引き続き、皆様にはこの法律が変わった部分についてご紹介させて頂きたいと思います。ぜひご一読下さい。



1. 遺産分割協議前でも預貯金の一部払い戻しが出来る！

(令和元年7月1日より利用可能)



左の図で、Aが亡くなった場合、相続人（遺産の権利がある人）は、B、C、Dです。Aの預金を相続したければ、今までではB、C、Dの全員で預貯金を誰が貰うかの話し合い（遺産分割協議と言います）をし、金融機関に行って、Aさん名義の口座の解約・名義変更を行うのが通常でした。しかし、今回の法律改正で、例えばCだけでも、一定の金額までは預金の払い戻しが可能となりました。また、その時に他の相続人であるB、Dの同意は不要です。金額は以下のとおりです。



相続開始時の預貯金 × 1/3 × 法定相続分

例えば、AがX銀行に1,200万円の預金があったとします。Cの法定相続分は、1/4のため、以下のようになります。

$$1,200\text{万} \times 1/3 \times 1/4 = 100\text{万円}$$

しかも、今回の改正のすごいところは、今年（令和元年）の7月1日よりも前の相続でも、この制度が利用出来ること！

ただし、以下の2つの点に注意してください！

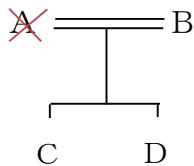
① 1つの金融機関で払い戻しが出来る金額の上限は150万円まで

(普通預金と定期預金があっても合計して150万円まで)

② この払い戻しの請求をすると家庭裁判所に対して行う「相続放棄」は出来なくなる



2. 相続登記を急いで！（令和元年7月1日より）



先ほどの1と同じ場合で、Aが自宅の土地建物を残して亡くなりました。Bは、私には遺言書もあるし、そのうちに自宅の名義変更をやればいい」と思ってそのままにしていました。ところが、Aの死亡を知ったX銀行は、Dの返済が滞っているため、相続の対象である土地建物をB（ $2/4$ ）、C（ $1/4$ ）、D（ $1/4$ ）の相続登記とDの $1/4$ の持分の差押えをしてしまいました。

Bは驚き、X銀行に「全財産はBに渡す」遺言があるから、X銀行の手続は無効だと主張しました。どちらが正しいのでしょうか？



① Aが亡くなったのが、令和元年6月30日まで

→ X銀行の手続は無効

理由：Aの全ての財産は、遺言があるためBに権利があるから

② Aが亡くなったのが、令和元年7月1日以降

→ X銀行の手続は有効

理由：たとえ遺言書があっても、Bの法定相続分（ $2/4$ ）以上の権利は、相続の登記がないと誰にも権利主張は出来ないから。

いかがでしたでしょうか？

今回は改正の一部のご紹介でしたが、この他にもいろいろな改正点があります。当事務所では、相続に特に力を入れております。今回のことや相続に関するご質問等がございましたらぜひ事務所までお問合せください！

事務所からのお知らせ

当事務所に入所しました2名の社員をご紹介させて頂きます。

平井 里佳（ひらい りか）



去年の4月に入所しました。建物の測量や農地法を担当しています。お客様が笑顔になれるように精一杯取り組ませて頂きます。どうぞよろしくお願ひ致します。

飯田 月乃（いいだ つきの）

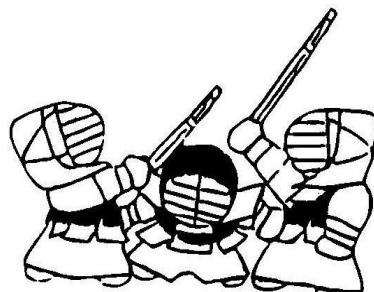


5月に入所したばかりの新人です。

分からぬことばかりですが、只今一生懸命勉強中です。お客様のお気持ちに寄り添えるような、きめ細やかで丁寧なお仕事が出来るように努力して参りますので、
どうぞよろしくお願ひ致します。

令和元年9月吉日

〈事務所案内図〉



〒 421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐 藤 寛 事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409